

租税特別措置法第40条第11項の規定による公益信託の受託者が  
任務の終了・合併・分割により財産等を移転する場合の届出書  
〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益信託の受託者（同条第7項から第14項までの規定によりこの公益信託の受託者とみなされた者を含みます。以下「当初受託者」といいます。）が、次の表に記載する任務終了事由等（一定のものを除きます。）の区分に応じた引継受託者に対し、当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を移転しようとする場合において、同条第11項の規定の適用を受けるときに使用します。

任務終了事由等	引継受託者
当初受託者の任務の終了	公益信託に関する法律第12条第1項に規定する新受託者
当初受託者である法人の合併	合併後存続する法人又は合併により設立する法人
当初受託者である法人の分割	分割により受託者としての権利義務を承継する法人

《記載要領》

- 「提出先」欄には、当初受託者の主たる事務所の所在地（当初受託者が個人である場合は、当該当初受託者の納税地）を所轄する税務署名を記載してください。
- 「届出者」には、当初受託者の主たる事務所の所在地（当初受託者が個人である場合は、当該当初受託者の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。なお、「住所又は所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。なお、当初受託者が個人である場合は、「代表者氏名」欄及び「連絡先氏名」欄の記載は不要です。  
(注) 上記の当初受託者が個人である場合で、納税地と住所が異なるときは、欄外に住所を記載してください。
- 「引継受託者に移転しようとする財産等の寄附者」には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「引継受託者」には、財産等の移転を受ける引継受託者の主たる事務所の所在地（引継受託者が個人である場合は、当該引継受託者の納税地）、氏名又は名称等を記載してください。
- 「引継受託者に移転しようとする財産等の明細」には、引継受託者に移転しようとする財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」は、その他参考となる事項や移転しようとする財産等をやむを得ない事情により認可又は届出の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「引継受託者に移転しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。  
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 引継受託者に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である当初受託者の登記事項証明書等（当初受託者が法人である場合）
- 引継受託者の登記事項証明書等（引継受託者が法人である場合）
- 引継受託者が措置法第40条第11項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 公益信託に関する法律第12条第1項に規定する新受託者の選任の認可の申請をしたことを証する書

類（選任認可申請書）又は同法第7条第2項各号に掲げる事項の変更に係る同法第12条第1項の認可の申請をしたことを証する書類（変更認可申請書）の写し

- 6 引継受託者に移転しようとする財産等をやむを得ない事情により認可又は届出の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に使用開始することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

（注） 届出者である公益信託の受託者が個人である場合には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります（共同受託の場合で、主受託者以外の受託者が個人であるときは、当該受託者の本人確認書類の提示又は写しの添付も必要となります。）。